

第九管区海上保安本部公示第54号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年9月4日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

かほく市大崎～河北郡内灘の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 石川県県央土木総合事務所

住 所 石川県金沢市直江南2-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 かほく市大崎～河北郡内灘（付図に示すとおり）

期 間 令和5年9月4日から令和6年3月25日までのうち1日間

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。



